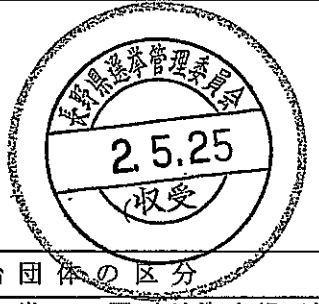
（その１）

収支報告書



令和元年分
開催分）

（ふりがな）　りょくせいかい

1 政治団体の名称　緑政会

2 主たる事務所の所在地　長野市若里4-12-26
宮沢ビル2F

3 代表者の氏名　(姓) 篠原　(名) 孝

4 会計責任者の氏名　(姓) 沓掛　(名) 洋介

事務担当者の氏名　(姓) 山﨑　(名) 美加

(電話) 026-229-5777

(電話)

(電話)

元 年整理番号 K20

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☑ 有
☐ 無
公職の種類（現職・候補者の別）　衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名　(姓) 篠原　(名) 孝

国会議員関係政治団体の区分

☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　(姓) 篠原　(名) 孝
公職の種類（現職・候補者の別）　衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）　(姓)　(名)
公職の種類（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名（３人目）　(姓)　(名)
公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	1,719,250
（前年からの繰越額）	274,242
（本年の収入額）	1,445,008
支　出　総　額	1,205,288
翌年への繰越額	513,962

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	205,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	1,000,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,205,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,205,000	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	2/11中高国政報告会	240,000	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
	この頁の小計	240,000	
	合計	240,000	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
	この頁の小計	0	
	１件10万円未満のもの	8	
	合　　計	8	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	田口　操	5,000	H31/2/11	上田市長瀬2600-3	法人役員	
2	矢島憲夫	50,000	H31/3/27	長野市篠ノ井東福寺1520- 1	農業	
3	新井孝之	50,000	R1/6/22	長野市高田南高田2122-1	無職	
4	小林邦久	30,000	R1/10/25	中野市小田中402-8	無職	
5	小林正尾	20,000	R1/10/25	中野市小田中402-8	無職	
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	155,000				
	その他の寄附	50,000				
	合計	205,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	衆議院議員篠原孝全国後援会	1,000,000	H31/2/12	東京都杉並区高井戸東3-9-10-302	篠原孝	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	1,000,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	1,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	44,348	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	188,111	0	
(4) 事務所費	87,606	0	
小計	320,065	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	638,743	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	246,480	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	246,480	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	885,223	0	
合計	1,205,288		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		３．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	弁当代	17,100	H31/4/3	㈲江戸屋	長野市篠ノ井布施高田862の4	
2	弁当代	15,000	H31/4/3	㈱草月	長野市大字風間1170-13	
3	弁当代	38,880	R1/7/19	日本料理悠善	長野市青木島町青木島乙532-6	
4	弁当代	30,000	R1/9/13	居酒屋縁	長野市青木島1-20-1	
5	菓子代	11,340	R1/9/14	お菓子の家ぷちろーる	長野市川中島町今井1526番地1	
6	弁当代	12,800	R1/9/14	㈲江戸屋	長野市篠ノ井布施高田862-4	
7	りんご	23,080	R1/12/27	信州中野いきいき館	中野市吉田519ｱｯﾌﾟﾙｼﾃｨｰなかの	
8						
9						
10						
	この頁の小計	148,200				
	その他の支出	39,911				
	合計	188,111				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	監査費用	43,200	R1/7/2	税理士山口博幸	長野市稲田三丁目18番20号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	43,200				
	その他の支出	44,406				
	合計	87,606				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 行事・会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	2/11中高国政報告会　会場費他	44,064	H31/2/11	ｼﾞｪｲｴｲ・ｱｯﾌﾟﾙ㈱	中野市三好町1-2-8	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	44,064				
	その他の支出	23,540				
	合計	67,604				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	87,000				
	合計	87,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	奉納金	20,000	H31/2/3	善光寺節分会	長野市元善町四九一番地	
2	食事代	66,490	H31/2/16	茶寮志もだ	長野市栗田北中995-1	
3	食事代	26,350	H31/3/22	すき亭 ゝ	長野市南長野妻科112-1	
4	食事代	11,070	H31/3/23	ﾔｸﾆｸｽﾃｰｼｮﾝﾌﾛﾝﾄMiszi	長野市末広町1356Nacs末広4F	
5	食事代	19,440	R1/7/11	㈱松栄寿司東口店	長野市大字栗田286-24	
6	食事代	15,930	R1/9/22	ｴﾝｾｷ ｱﾌﾞﾗﾔ	長野市南長野末広町１３５５－５	
7	食事代	11,250	R1/9/23	飯山楽苑	飯山市南町18-5	
8						
9						
10						
	この頁の小計	170,530				
	その他の支出	313,609				
	合計	484,139				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費	
					2/11中高国政報告会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	飲食代	246,480	H31/2/11	ｼﾞｪｲｴｲ・ｱｯﾌﾟﾙ㈱	中野市三好町1-2-8	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	246,480				
	その他の支出	0				
	合計	246,480				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

①　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 2 年 5 月 25 日

政治団体の名称　　緑政会

※代表者の氏名　　㊞

会計責任者の氏名　　香掛洋介

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載し、記載に当たっては、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和２年５月20日

緑　政　会
　代表　篠原　孝　殿

登録政治資金監査人　山口博幸
登　録　番　号　　第　２６９２　号
研修終了年月日　平成21年７月３日

１　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、緑政会の令和１年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、緑政会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第２項第３号に規定する事項について、法第12条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

緑政会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、緑政会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上